

れいめい 生徒心得

生徒心得 目次

身分証明書の取り扱いについて……………	1
教育目標・教科の成績，評価及び進級，卒業に関する規定……	2
考査について……………	2～3
身分及び進退……………	3
生徒心得……………	3～13

身分証明書の取り扱いについて

1. 通学定期乗車券または学生用割引乗車券を使用して乗車乗船する場合には，必ず携帯し，係員の請求があったときは，いつでも提示しなければならない。
2. 学校図書室において本を借りる場合には，提示しなければならない。
3. 新たな証明書の交付を受けたとき，または卒業・退学等によって学籍を失ったときは，直ちに無効となる。
4. 身分証明書の有効期間は3年間とする。(学年ごとに担任の押印)
5. 紛失したときは，直ちに担任に届け出なければならない。
6. 他人に貸与し，又は譲渡することはできない。
7. 考査受験時は机上に提示する。

教 育 目 標

1. 建学の精神

川島学園は、「国家の繁栄と国民の福利は，殖産興業によるべし」との信念のもとに，産業立国の担い手として，誠実にして，忍耐強い産業人の育成を目標に，大正5年10月19日，故川島隼彦によって創立された。その精神は学園のことばとして現在まで受け継がれている。

れいめい高等学校は，昭和39年鹿児島実業高等学校川内分校として創立され，昭和43年川内実業高等学校に改名，平成元年，現在のれいめい高等学校に改名。

れいめい中学校は，中高一貫教育を目的として，昭和60年川内中学校という名称で創立され，平成元年，現在のれいめい中学校に改名。

2. 教育方針

知育・徳育・体育の均衡のとれた全人教育をもとに，生徒の個性及び能力の伸長と調和のとれた人間像をめざし，若い青少年が国際社会の中で日本人としていかにあるべきかということを実践教育を通して体得させ，社会に貢献できる有為な人間を育てる。

教科の成績，評価及び進級，卒業に関する規定

1. 各教科の成績は学期末100点法により評価を行い，学年末は5段階評定で算出する。基準は次のとおりとする。

特に高い程度に達している者	5
高い程度に達している者	4
おおむね達している者	3
到達が不十分な者	2
到達が著しく不十分な者	1
2. 当該学年における学校所定の教育課程による教科，科目の単位を修得し，かつ所定の特別活動を履修した者について，校長が進級を認定する。
3. 評定1の教科がある者，生活指導上問題のある者は，進級，卒業は認めない。当該学年を再履修させる。
4. 総平均40点，各教科30点未満者は再履修を原則とする。
5. 卒業の認定は学校所定の教育課程のすべての教科，科目の単位を修得し，かつ所定の特別活動を履修した者について，校長が進級を認定する。

考査について

1. 定期考査

7教科（国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語・情報）の全科目（履修科目）について，1・2学期は中間考査・期末考査，3学期は学年末考査を実施する。ただし，1学期の中間考査については，授業の進捗状況を鑑み，原則，3単位以上の科目について実施する。保健体育・芸術・家庭の3教科の科目（履修科目）について，1・2学期は期末考査，3学期は学年末考査を実施する。ただし，科目の特性を考慮し体育などの実技科目は実施しない。なお，上記以外の教科（工業を含む）の科目（履修科目）については，科目の特色に応じて1・2学期は中間考査・期末考査，3学期は学年末考査を実施する。

※3年文理科は，2学期中間考査をもって，最終考査とする。

2. 考査における諸注意

着席は出席番号順とする。身分証明書を机上に置き，服装を正す。考査に必要以外の文房具は，鞆に入れて，後ろの棚等に整理する。文房具の貸借は一切禁止する。25分以内の遅刻生については受験させる。

3. 不正行為

不正行為を行った場合は，不正行為のあった科目を0点とする。また，故意に答案の提出を怠った生徒の処分についても，これに準ずる。

4. 追考査

正当な理由（公欠，出席停止等）があって，定期考査に欠席した生徒に対しては，追考査を実施する。

※追考査は、発表される時間割に従って実施する。

◎考査（中間・期末・学年末）は、実施月の前月分まで学納金が納入されていない場合は受験できない。

身分及び進退

本校の生徒であることの自覚に立って、休学・退学・転学等身分の変更については、両親や担任とよく相談し、はっきりとした意志のもとに書類を提出する。

1. 入学手続きと同時に誓約書を提出し本校生徒となる。
2. 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3ヶ月以上欠席する場合休学を認める。授業料は徴収しない。
3. 休学を希望する者は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は保護者の理由書を添えて休学願いを提出する。
4. 休学を認められる期間は、3ヶ月以上1年以内とする。これ以上の休学をしなければならない場合は、再度休学願いを提出し、学校長の許可を受けるものとする。ただし、休学期間は2ヶ年を超えることはできない。
5. 休学した生徒が復学しようとするときは、復学願いを提出し学校長の許可を得る。この場合も診断書又は保護者の理由を添える。
6. 休学期間を満了し、復学できない者については担任を通じて通告する。また、退学手続きがなされない場合は、除籍するものとする。
7. 休学中は、本校生徒の本分に反しないように努める。
8. 退学、転学、休学、復学しようとするときは、必ず保護者が出校し所定の願書を提出する。
9. 転学又は退学しようとするときは、転学願い又は退学願いを提出し学校長の許可を得る。

生徒心得

I. 礼節について

1. 礼の精神は敬愛を基とし、互いの人格を尊重する師弟交友間はもちろん、広く世人に対しても礼節をつくす。
2. 礼は形をもって精神を表すものと心得、目上の人に会ったときは会釈をする。来賓や来訪者には、その都度会釈し、礼を失することのないように心がける。
3. 言葉は、敬語など正しく丁寧に使えるよう心がける。
4. 校長室、職員室、事務室などに入るときは、必ずノックをし、クラス名、氏名、用件のある先生の名前を伝え、「入ってもよろしいですか」と、許可を得て入室する。
5. 始業始めと終わりの礼は丁寧かつ確実に実行する。

II. 学習について

生徒本来の務めは学習にあることを自覚し、教科のえり好みをせず、熱心に忍耐強く勉強しなけ

ればならない。このような勉強によって、将来実社会の幾多の試練にも十分耐え、社会のよき形成者たりうるような力を養うことができる。

1. 学習は学校生活を過ごす基本として、授業時間中は精神を集中しなければならない。居眠り・私語は慎み、学習用具の貸し借りは行わない。
2. 学習は常に自主的、自発的態度で積極的に行い、不明な点はその時間中に処理するように心がける。
3. 始業ベルが鳴ったら即静心無言の姿勢で教師の入室を待つ。始めと終わりの礼をする。
4. 授業時間中、病気その他の理由により入退室の必要があるときは、教師の許可を得てから行動する。
5. 授業時間を効果的にするために予習、復習を怠らない。復習はおろそかになりがちであるから、不得意な教科は特に復習に留意する。
6. 学習は単に学校や教室に限られたものではなく、日常のすべてが学習の場であることを自覚する。
7. 図書室の利用に努める。

Ⅲ. 出欠席について

健康管理に留意し、規則正しく生活して、欠席、遅刻、早退、欠課をしないように努めなければならない。

1. 欠席、遅刻、早退、欠課などは次のように取り扱う。

【遅刻】 8時05分以降の登校者は遅刻扱いとする。(教室にて着席完了)

【早退】 終礼時間にいないとき。

【欠課】 公欠を除き、授業を受けないとき。毎時間25分以上の授業を受けないとき。ただし、45分授業の場合は20分以上の授業を受けないとき。

【欠席】 修学時間内に登校しなかったとき。(朝のSHRから終礼までを修学時間とする)

【皆勤】 出席すべき日数を皆勤した者。ただし、遅刻・早退が1年間で合計3回以上ある者は除く。

【慶弔】 忌引：両親7日、兄弟姉妹・祖父母3日、曾祖父母・伯(叔)父母1日、父母及び兄弟姉妹の年忌法要1日、兄姉の結婚式1日。ただし交通機関による所要日数は、調査の上適宜考慮する。

2. 病気により7日以上欠席した場合は医師の診断書を提出する。
3. 本人が学校伝染病にかかったときは、たとえ軽症でも登校できない。伝染病の疑いがあるときは医師に相談し、直ちに学校に届け出る。
4. 下の事由による欠席、欠課は公欠と認める。
 - (ア)進学、就職、講習等のために試験を受ける場合。
 - (イ)交通機関の事故によるものと認められた場合。
 - (ウ)その他校長が正当と認めた場合。

Ⅳ. 所持品について

学校は精神修養の場と考え、登校する際は、学習活動に必要なとしないものは持って来ないという方針で指導している。したがって、学校生活には各自けじめをしっかりとつけて、自己の向上

に努める。

(1) 登校する際、必ず所持するもの

①通学用カバン（指定）

※体育祭・クラスマッチ・マラソン大会・遠足等の体育的行事，又は学校から指示のあった場合は本校指定の補助バッグ及び部活動指定のバッグでもよい。

②登校目的に沿った必要学習用具，教材等

③筆記用具（必ず筆箱に入れて持ち歩く）

④身分証明書（常時携帯）

(2) 教材用具その他の所持品は華美なものは慎み，必ず学年，学科，組，姓名をはっきり記入しておく。

(3) 必要以上の金品や学校で直接使用しない物品等は持参しない。必要により多額，高価にわたる金品を所持する場合は，学級担任に保管を依頼する。

(4) 盗難，紛失及び遺失物拾得の際は速やかに職員に届け出る。

(5) 携帯電話の取り扱いについて

①携帯電話については，申請により条件を満たした生徒のみの持ち込みを許可する。

②規定及び利用条件・申請については，別途に定めた「学校への携帯電話持ち込みについて」のとおりとする。

③ルール違反やマナー違反があった場合は懲戒を行う。

V. 本校生徒としての生活について

これまで先輩達が努力しながら築き上げてきた母校の栄光に恥じない慎重な行動と責任を自覚しなければならない。

1. 校内一般

(1)登下校の時刻を守る。止むを得ない場合は，担任に届け出，許可を得る。

(2)登下校は正門からを基本とするが，送迎による登下校の場合は，第1体育館横階段や西門からの通過を認める。

(3)学校の登下校は制服とする。ただし，部活動の大会，休業日の練習等は部活動で統一されたユニフォーム（別途規定）及び学校指定の体育着を着用して登下校してもよい。

(4)登下校の際は勿論，校門（西門・第1体育館横階段を含む）を出入りする場合は一旦静止し，身を正して礼を行い『礼に始まり，礼に終わる』を実践する。これは本校の伝統となっている。

(5)一旦登校したら，無断外出をしてはならない。ただし，外出の必要がある場合は用件を担任に伝え，その許可を得なければならない。

(6)登下校は一般通行者との混雑を避けるための定められた道路を通り，事故防止に努める。

(7)HR委員（室長以下全員）は，その役目の重要性を自覚し，積極的に活動し，責務の完遂を期する。

(8)清掃は各クラスに割り当てられた区域を行い，終了後はごみを捨て，清掃用具は所定の場所に整理整頓する。

(9)日直は，戸締まり，清掃用具，校具，備品，電灯等の整備管理に留意する。

(10)校内・室内の美化，整頓に留意し，公共物の愛護，樹木の育成に努める。

- (11)自転車通学者は自転車を学校内の指定置き場に整然と置く。(最寄駅周辺の駐輪についても、他の迷惑にならないようにルールを守る。隈之城駅周辺の駐輪については禁止する)
- (12)校内では上履き、下履きは厳重に区別する。
- (13)教室内は勿論、廊下や階段では常に静粛にし、校内は原則として右側通行とする。
- (14)昇降口、踊り場、廊下、階段付近でたむろして遊んだり、走ったり、ふざけたりしない。また高声・危険な行為を禁止する。
- (15)むやみに他のクラスに出入りしない。
- (16)学校の用具を使用する場合には、それぞれの係職員に申し出て、その指示に従う。
- (17)非常扉、非常口、避難はしご、非常ベル、消火栓、消火器等には必要時以外触らない。
- (18)集会、掲示、印刷物の配付などは、事前に許可を得る。
- (19)掲示板に掲示してあるものは、心がけて見るようにする。
- (20)校舎内で物を投げたり、校舎内から外に物を投げたりすることは厳禁する。特に近隣家屋、住民に迷惑を及ぼす行為は絶対に許されない。
- (21)ゴミ集積所に持ち込む際は分類区分を守り、資源回収、環境保全に努める。
- (22)校内において異物を認めたとき、不審な人物を見たときは直ちに近くの教職員に知らせる。
- (23)来訪者・教職員に対してはもちろん、生徒間でも努めて挨拶をするよう心がける。
- (24)昼食は、教室・校内食堂又は所定の場所とする。

2. 校外一般

- (1)公德心を養い互いに助け合って、他に迷惑を及ぼさず、社会の規律を重んじなければならない。
 - (2)本校生徒はそれぞれの地域のボランティア活動等の参加に努める。
 - (3)家庭はもっとも身近な人間教育の場であることから、特に基本的な生活習慣を身につけるように心がける。
 - (4)交通ルールやマナーを守り、事故にあわないよう十分注意する。
- ※校外で生じた事故は、直ちに学校に連絡する。
- (5)電車・バスなどの利用の際には、マナーをしっかり守る。次の事項には特に留意する。
 - ①電車の乗降口及び車内では秩序の維持に協力する。
 - ②乗車の際は携帯電話の電源を切り、車内では静粛にし、音楽機器等を使用しない。
 - ③定期券は公正に使用する。
 - (6)外出
 - ①行先、目的、帰宅時間を告げて保護者又は寮父母の了解を得る。
 - ②夜間外出は禁止する。やむを得ない所用で外出する場合は保護者同伴とする。
(青少年保護条例により、午後 11 時から午前 4 時までは深夜徘徊として補導の対象となる。)
 - ③無断外泊は禁止する。
 - (7)映画その他の催しの観覧は高校生として望ましいものを昼間に限って認める。また催しに参加、出演の場合は学校の許可を得る。
 - (8)高校生として望ましくない娯楽施設・飲食店には立ち入らない。カラオケについては保護者同伴とする。
 - (9)本校名を使用しての校外でのポスター掲示、ビラ等の配布、募金又は物品の販売などをする場

合は、教職員を通じて学校の許可を得る。

(10)アルバイトはアルバイト検討委員会で審議の上、特別に許可する。

【生徒統一事項】

I. 学校指定物品

- (1)制服
- (2)通学用靴
- (3)カーディガン, コート
- (4)名札
- (5)体育服, 体育館シューズ
- (6)通学用カバン
- (7)補助バッグ

ただし、運動部員は部の実情に合わせ、顧問が許可したもの（生徒指導部届出→学校長許可）に限り、部活動指定バッグとして使用を認める。（学校名、部活動名、氏名は必ず入れる）

部活動を退部した生徒については部活動指定バッグの使用は認めない。

II. 身だしなみについて

身だしなみは清潔端正を旨とし、常に本校生徒としてふさわしい品位を保つように努める。頭髪規定及び服装規定に違反し、再三の注意指導にもかかわらず改善されない場合は、適切な指導（懲戒処分も含む）を加える。常に生徒各自が自覚し確認実践することが大切である。確認事項は以下のとおり。

1. 服装（詳しくは P14～P16 を参照）

- (1)スラックス・スカート（プレスを心がける）
- (2)ボタンダウンシャツ（清潔感を保つ）
- (3)ベルト（黒の革製）
- (4)靴

〔通学用〕本校指定の革靴とする。（靴磨きを心懸ける）

〔体育用〕白を基調とした運動靴とする。（紐は華美でないもの）

※ハイカット・ミドルカットは禁止

(5)くつ下

- ・スラックスを着用する生徒は黒のスリークォーターソックスを着用する。
- ・スカートを着用する生徒は本校指定の紺のハイソックスまたは無地・マークなしの紺のハイソックスとするが、式典（入学式・卒業式・始業式・終業式等）の時は本校指定のハイソックスを着用する。
- ・体育の時はくつ下を履き替える。（怪我防止のため、くるぶしが一部でも露出するアンクルソックスは認めない。）

(6)上履き用スリッパ（クラス・氏名を記入する。破損した場合は直ちに買い替える）

(7)ボタン（正しくかけて、見苦しくないようにする）

- (8)上着の左襟に科年章をつける。
- (9)ネクタイピンは使用してもよいが、シンプルなものとし、奇抜・華美・高価なものは避ける。
- (10)ブレザーの下は本校指定の長袖ボタンダウンシャツ（正規・準正規）とし、防寒用として本校指定のカーディガンの使用は認める。（指定外のカーディガン・セーター・トレーナー・ジャージ等の使用は禁止）ただし、式典や行事及び学校から指示のあった場合は正規の長袖ボタンダウンシャツとする。
- (11)インナーについては、冬服・中間服・夏服問わずにボタンダウンシャツから透けない色とする。（ハイネックは着用しない）
- ※別紙ドレスコードブックを参照すること。

2. 頭髪規定

☆男子生徒

頭髪については清潔で活動的で高校生らしい髪型とし、他人に不快感を与えないことを旨とする。特に下の項目を厳守すること。

1) 髪型

- (1)前髪及び顔周りの髪は伸ばした状態かつ髪を抑えない状態で眉を超えない長さにカットする。ただし、眉は全て隠れないようにする。
- (2)両髪は耳にかからない程度、後ろ髪は襟足にかからないように地肌が透けない長さ（6mm以上を基本とする）で刈り上げる。
- (3)バランスよくカットする。髪のカットのみの対応については認めない。
- (4)もみ上げは耳の中心とする。

2) その他

パーマ、染色、脱色、極端な刈り上げ（フェードカット・ソフトモヒカンなど）、すき刈りによって髪を立たせる、極端な髪型、整髪料（ワックス・スプレー等）でつくった髪型は認めない。

※ドライヤーやヘアアイロンなどで変色した髪は、黒染め指導を行う。

☆女子生徒

頭髪はショートヘア・ロングヘアいずれでもよいが、短い髪は上着の襟元にかからない程度、長い髪は結ぶこととし、高校生らしい髪型で清潔感を保つ。

1) 髪型

- (1)前髪は眉を超えない長さにカットし、長さを整える。ただし、眉は全て隠れないようにする。
- (2)横髪は顔周りにかからないようにし、まとまらない髪はピンでとめるか、あみこみ（横髪のみ）・ハーフアップ（ショートヘア・ボブの髪型を対象とし、アレンジは認めない）で対処する。
- (3)後ろ髪
- ①短い髪は襟元にかからないことを基準とし、肩につくほどの髪はカットするかゴムで結び、まとまらない髪はピンでとめる。
- ②長い髪は一つ結び、二つ結び、三つ編み、団子結びとし、耳を出すようにきちんと結ぶ。
- (4)ヘアピン、ゴム（5mm以下）等は目立たない黒・紺・茶色の単色とし、華美なものを使用しない。

(5)極端な髪形をしない。

2) その他

(1)パーマ、染色、脱色、極端な刈り上げ、シャギーカット、横髪（触角）、後れ毛等は認めない。

※ドライヤーやヘアアイロンなどで変色した髪は、黒染め指導を行う。

(2)バレッタ、シュシュ等の髪飾りの使用は禁止とする。

☆男女ともに

- ・化粧は以下のことを含めて禁止する。
- ・眉を剃る、抜く、カット、描く
- ・人工的な二重まぶた
- ・長爪、マニキュア、ペディキュア
- ・色付の日焼け止め・リップ
- ・香水、匂いの強いデオドラントスプレー
- ・入れ墨（タトゥー）
- ・装飾品は磁気も含めて着用を禁止する。

ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・指輪・ミサンガ・不必要なヘアゴム・カラーコンタクトレンズ類

※以上の服装、頭髪規定に違反した生徒に対しては厳重に指導する。違反が度重なるときは懲戒を行う。

3. 更衣

○4月1日～6月30日までの間は冬服でも中間服でも夏服でも可とする。

○7月1日～8月31日の間は全員夏服とする。

○9月1日～10月31日の間は夏服でも中間服でも冬服でも可とする。

○11月1日～3月31日の間は全員冬服とする。

※ただし、儀式はその季節の制服で統一する。

4. 冬の防寒着について

(1)手袋・マフラー・ネックウォーマー・耳あて

- ・色は白・黒・紺・茶・グレーなどのシックなものとし、華美・奇抜なものは使用しない。
- ・マフラーの長さは160cmまでとする。
- ・校舎玄関で着脱する。

(2)コート・ウィンドブレーカー

単車通学生は、コート・ウィンドブレーカーの着用も認める。なお、駐輪場で着脱する。

(3)タイツ（スカートを着用する生徒）

- ・タイツ着用は認める。（60デニール以上）
- ・色は黒とする。

(4)ひざ掛け

- ・華美・奇抜でないものとし、使用を認める。

- ・教室内でのみ使用し、学校に置かず、持ち帰る。
5. 病気やけが等で服装が替わる場合は、異装許可願を生徒指導部に提出する。

Ⅲ. 登下校に関する心得

高校生活を楽しく有意義に過ごすためには、登下校の際に定められたルールに従って正しく行動することが一日の学校生活を充実させる上に絶対欠かせない。

1. 家（寮）を出るに際して

- (1)朝は気持ちよく目を覚まそう。そのためには、寝る前に翌日の準備を整えて早く寝る。
- (2)家を出る前に忘れ物がないか、服装はどうかを確認して家を出る習慣をつける。
- (3)学校は、8時05分から SHR が始まるので、8時までには校門に入るよう余裕をもって登校する。ただし、単車通学生は7時50分までに登校すること。

2. 乗り物に関して

- (1)電車・バスなどを利用して登下校する者は、特に乗車の際に列を乱したり、割り込み乗車をしたり、車内において我がもの顔で声を出したり、他の乗客の迷惑になる行動は絶対にしない。また、お年寄りや体の不自由な人に対して進んで席を譲るように心がける。
- (2)乗車券や定期券の不正使用は不法行為であることから、懲戒を行う。
- (3)自家用車の送迎の乗り降りは、第1体育館裏駐車場及び西門で行う。
(病気・けが等の場合は校内で降りてもよい)

3. 駅周辺での待ち合わせについて

駅、特に隈之城駅での電車の待ち合わせは、時間の余裕を持ち学校を出るようにする。駅構内等でたむろしてふざけない。また、一般利用者の迷惑にならないようにする。携帯電話の使用については、規定に従いマナーを守り、周りに迷惑をかけない。

4. 報告の義務

事故・事件及び不審者に際しては、速やかに学校に報告する。また、近くの交番（警察署）への通報、場合によっては身近な人や110番へ通報する。

※交通事故に関しては、事故の大小に関わらず必ず警察署に連絡し、学校にも報告する。

5. 登下校に関して

登下校する際は、今一度自分の服装を点検し、きちんと整っているかどうか確かめる。下校途中、高校生として不適切な場所に立ち寄らず速やかに帰宅する。

(1)自転車通学生について

手続きについて

- ・自転車通学生は、保護者から申請のあった者だけ許可する。(原則として、2km以上の通学距離)
- ・手続きについては、生徒指導部から自転車通学許可書を受け取り、必要事項を記入後、担任から押印を受ける。その後、再度生徒指導部に提出し許可を受ける。許可と同時に学校登録番号票を受ける。学校登録番号票は、自転車の尾灯の近くに貼り付ける。さらに自転車の盗難防止のため防犯登録票をつけ、その番号を係に届ける。

留意点

- ・ミニサイクル自転車は認めない。(折りたたみ自転車も含む)

- ・ドロップハンドル，アップハンドル，変形ハンドル，荷台のない自転車等は認めない。
- ・盗難防止のため校内，校外に関わらず二重ロックをする。
- ・カバンは，後の荷台にゴムひもでしっかりと留め，補助バッグは背負うか，前かごに入れる。
- ・登下校の二人乗り，並進走行及び携帯電話・音楽機器を使用しての走行は絶対にしない。（この内容は，道路交通法違反の対象である）
- ・雨天のときは必ず雨ガッパ（白系や反射材使用のもの）を着用する。傘さし運転は絶対にしない。
- ・学校登録番号票が破損又は判然としなくなったら，直ちに更新する。
- ・その他交通ルール・マナー・通学路通行を厳守する。
- ・自転車保険に加入する。
- ・ヘルメットの着用を推奨する。R5年4月1日から自転車に乗車する全年齢のヘルメット着用が努力義務になっている。

(2)単車通学について

単車通学は許可制で，通学のためだけに使用することを許可する。（原付免許に限る。）

①許可基準

以下の事情がある場合は，担任・保護者面談の上，保護者の申請に基づき生徒指導部で協議し学校長が許可する。

ア．学校まで10km以上，列車・バス（スクールバス含む）通学等で最寄駅（バス停）まで6km以上の距離がある。

イ．通学のための乗り継ぎ回数が多く（方法的），又は，通学時間が長い（時間的），及び通学にかかる交通費が高い（経済的）など，諸事情が単車通学によって解消される者。

ウ．本人及び保護者の特別な事情があり，担任がそれを妥当な理由と認めた者。

②在学中の自動二輪免許取得（自動車学校入校）は認めない。ただし，卒業式後は認める。

③その他（許可証，保険，ヘルメット，防具等）別紙に定める。

(3)徒歩生登下校時の注意

登下校時は通学路を利用し，道いっぱい広がったり，声高に話し合ったり，飲食したりしながらの歩行をしない。また，危険防止のためにもスラックスやスカートのポケットに手を入れたままの歩行もしない。

IV. 風紀について

1. 言動は，本校の教養ある生徒としての品位を保ち，粗暴にならないようにする。

2. 次の各項は学校内外を問わず絶対にしてはならない。

①飲酒・喫煙 ②暴力行為 ③金銭物品の貸借 ④万引き・窃盗

⑤乗車券及び定期券の不正使用 ⑥無断免許取得・無免許運転

⑦SNSを利用した誹謗中傷 ⑧個人情報の漏洩に繋がる行為

3. 交友について

・人間形成上，交友関係が大切なことは言うまでもない。常に良い友を求めてあたたかい愛情の心を持った誠実な友情を育むよう努める。

・先生や先輩、同級生、後輩とのふれあいは人格の発達にとって重要である。自分に閉じこもることなく、謙虚に心を開き、明るい共同生活を送るよう努める。

・自分中心の考え方や生き方を見つめなおし、他人を尊重する態度を育む。人間の年齢や民族・信条・性・健康・職業・能力等の条件は異なってもそれぞれの人格を尊敬しあう社会を築くために、まず自分の考え方や言動を改善しなくてはならない。

・男女交際については、校内外を問わず、周囲の誤解を受けるような行為をしない。また、高校生として逸脱する行為は絶対に許されない。違反した場合は懲戒を行う。

4. 普通自動車免許について

自動車学校入校は、卒業後の便宜をはかるため、特別に許可をしている。保護者と「生命の大切さ」「責任・義務」「交通安全」等をよく話し合いをしてから入校願いを提出する。入校に際しては、進路が内定した者から検討（別紙規定）する。自動車学校入校については、必ず担任を通じて行う。免許は卒業式後に取得する。

5. 政治活動について

満18歳未満の生徒は学校内外に関係なく政治活動をしてはならない。ただし、満18歳に達した生徒は、公職選挙法を遵守し、家庭の理解のもと、生活や学業に支障のない範囲で、有権者としてまた国家、社会の形成者としての資質と教養を幅広く身につけ、社会人として高い意識と責任感をもつよう心がける。

※満18歳に達した生徒は、以下のことがらを厳守する。

(1)学校は教育機関であり、政治的に公正かつ中立性を保つべき場であるので、教育的観点から学校内での政治的活動は一切禁止する。

(2)選挙権行使については、最終的に自分で判断して投票する。その際決して、他から買収されたり、あるいは他を買収したりする行為を行わない。

V. 懲戒

次の4段階とする。

(1)訓告（反省文指導を含む）

(2)特別指導

(3)退学（諭旨退学を含む）

(4)除籍

適用と指導内容

(1)訓告 校内外における軽微な違反等

(2)特別指導 高校生として不適切な行為・行動があった者、度重なる訓告に改善が見られない者は、その期間謹慎とし、原則として校内で行う。反省日誌及び学習帳等の検査を受け、別室で学習修練の時間を設ける。

(3)退学 ①学校の名譽を著しく汚す行為があった者。

②高校生にあるまじき著しい行為があった者。

③学校の再三の指導にもかかわらず、反省が見られず指導不可能と認められる者。

(4)除籍 ・①～③の項目に該当しない重大な事案を起こした者。

- ・学納金を納入しない者。

以上の各処分については学校長が決定する。ただし、退学処分の場合、学校長が職員会に諮問することがある。